

社会福祉法人名石会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人名石会の役員及び評議員等の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事、監事及び評議員を役員等という。

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

第3条 理事及び監事が理事会に出席したときは、次により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。また、各年度の総額が100万円を超えない範囲で支給することができる。

	報酬 (日額)	費用弁償 (日額)
理事会出席報酬等	3,000円	2,000円

2 評議員及び相談役が評議員会に出席したときは、次により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

	報酬 (日額)	費用弁償 (日額)
評議員会出席報酬等	3,000円	2,000円

3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

4 1項及び2項及に定める報酬額は、源泉所得税額を控除した金額とする。

(役員等の勤務報酬等)

第4条 理事長及び業務執行理事が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にある場合は、別表1の額以内の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 監事が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表1の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

(出張旅費)

第5条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、社会福祉法人名石会出張旅費規程に準ずる。

(兼務役員)

第6条 施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規程を適用することができる。

附 則

この規程は、平成29年 6月17日より適用する。

附 則

この規程は、平成29年11月15日より改定する。

附 則

この規程は、令和 3年10月26日より改定する。

附 則

この規程は、令和 5年 3月17日より改定する。

別表 1

名 称	報 酬	実費弁償費	備 考
理 事 長 業 務 報 酬 等 (月額)	600,000 円	実費	
業 務 執 行 理 事 報 酬 等 (月額)	300,000 円	実費	
監 事 監 査 指 導 報 酬 等 (日額)	3,000 円	2,000 円	

※その他賞与等は一般職員に準ずる。